

# 公 告

分任契約担当官  
自衛隊佐賀地方協力本部長  
松島 史人

下記のとおり、一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上参加されたい。  
記

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 : 令和6年度自衛隊佐賀地方協力本部で使用する電気
- (2) 規格等 : 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 : 令和6年4月1日00:00 ~ 令和7年3月31日24:00まで
- (4) 履行場所 : 自衛隊佐賀地方協力本部  
佐賀県佐賀市与賀町2-18

## 2 入札の方法

入札の金額は、各社において設定する契約電力に対する基本単価(月額)及び使用電力量に対する単価(季節・時間帯等)の区分による複数の単価を記載しても可)を記載すること。(小数点第2位までとする)

落札決定は仕様書で提示する予定使用電気量の単価を乗じた金額を月毎の小計とし、円位未満で切捨てる。

各月の小計を合算した金額を年間の予定総価(年間の予定電力料金であり、整数とする。)で判断するので、当該予定総価を上記の単価と併せて記載すること。

なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たすもの

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の売買」の等級が「D」等級以上の者であること。(資格審査結果通知書(写)を提出すること。)
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者ではないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (8) 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RSP法)第8条第1項の勧告を受けていない者。
- (9) 第6項(1)の入札については、環境配慮契約法に基づき、二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減に関する取り組みの状況(新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等)に関し、仕様書に示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取り組みの状況に関する条件例」の条件等を満たしている者であること。この条件を満たす証明として、仕様書に示す「適合証明書」を提出すること。また、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、再生可能エネルギー比率を満たす「特定電源割当計画書」を提出できる者であること。

## 4 適用する契約条項

- 「物品売買契約条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」

## 5 現場説明会

実施しない。

## 6 入札の日時及び場所

入札条件	入札日時	入札場所
(1)再生可能エネルギー比率30%以上	令和6年2月13日(火)1000	自衛隊佐賀地方協力本部 3F会議室
(2)再生可能エネルギー比率に係る条件なし	令和6年2月13日(火)1030	

## 7 入札実施要領

- (1) 再生可能エネルギー比率30%以上で応札者がいる場合  
「仕様書(A)」を適用し、第6項(1)の入札を実施する。落札に至った場合、第6項(2)の入札は実施しない。
- (2) 第6項(1)が不調となった場合  
「仕様書(B)」を適用し、第6項(2)の入札を実施する。

## 8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除  
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除  
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

## 9 入札の無効

- (1) 入札資格のない者が入札した場合
- (2) 入札者が誰であるか認識し難い場合
- (3) 入札金額が明瞭でない場合
- (4) 下記期日までに仕様書を受領しなかった者及び適合証明書を提出しなかった者の入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約が虚偽であった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が起きた場合
- (6) その他入札に関する条項に違反した入札

## 10 契約書の作成

落札者は落札後遅滞なく、契約書を作成する。

### 11 落札決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この際、入札書に記載された年間の予定総価をもって判断する。
- (2) 入札等参加者心得に示す「暴力団排除に関する誓約事項」を確認後、入札書に「当社(私・個人の場合)、当団体(団体の場合)は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載があること。

### 12 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (2) 入札に参加する者は令和6年2月8日(木)までに総務課会計班に連絡すること。
- (3) 資格審査結果通知書(写)、適合証明書及び特定電源割当計画書は、令和6年2月9日(金)までに提出すること。
- (4) 代理人をもって入札に参加させる場合は、委任状を提出すること。
- (5) 郵便等により入札に参加する場合は、送付用封筒等に必ず「(入札日時及び入札件名、入札書在中)」と記載をし、入札期日の前日までに必着するように書留等で送付すること。
- (6) 公告掲示場所：自衛隊佐賀地方協力本部及び西部方面隊ホームページ
- (7) 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先  
入札：自衛隊佐賀地方協力本部 総務課会計班(担当：前田)  
仕様書：自衛隊佐賀地方協力本部 総務課管理班(担当：大野)  
TEL 0952-24-2291 FAX 0952-24-2291